

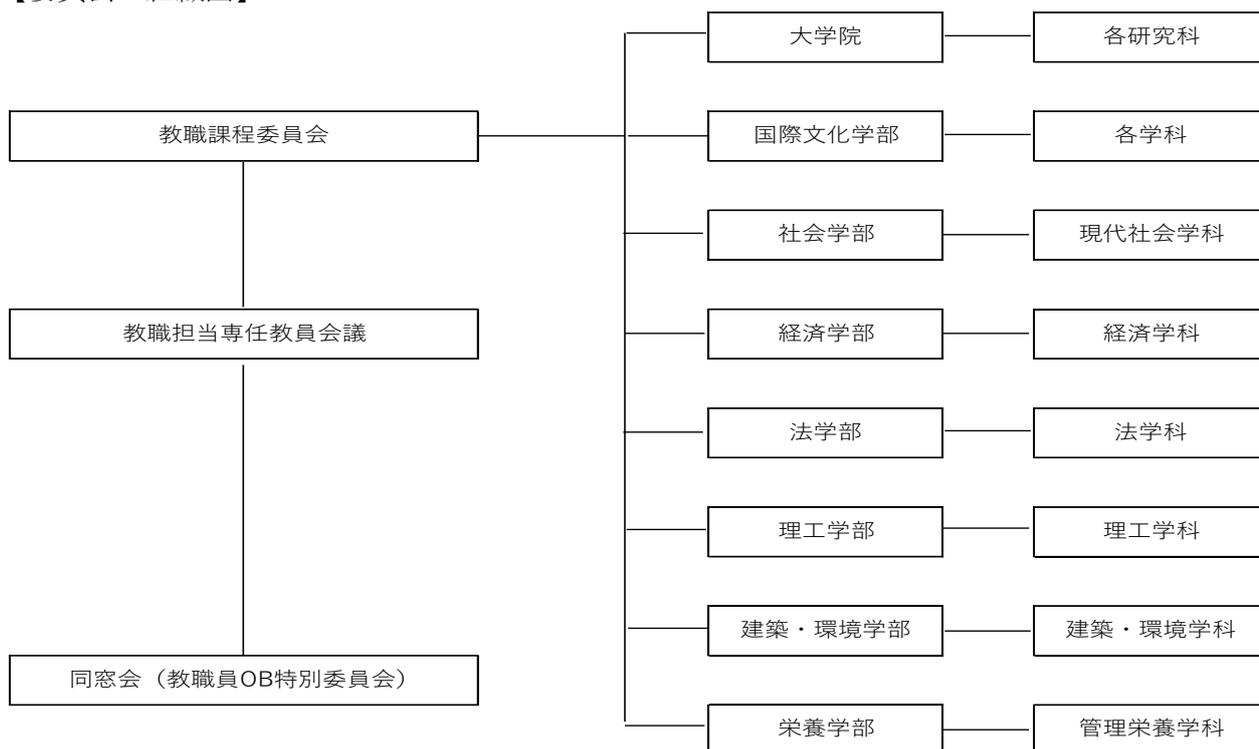
様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画	
1	教育実習等の内容及び成績評価等
①	教育実習等の時期 4年次の5月～10月
②	教育実習等の実習期間・総時間数 2週間（80時間）以上
③	実習校の確保の方法 「5 実習校」に記載の連携校へ受入れを依頼、また神奈川県教育委員会の一括方式を活用し教育実習先を確保する。母校やボランティア受入れ先など、学生個人が直接高校に申し込む場合もあるが、公平性を保つために、実習先にかかわらず教育実習後は大学で研究授業を行うこととしており、実習校による評価のみならず実習後の成果により評価を行う。
④	実習内容 教育実習指導 1：3年次秋学期に、教職担当専任教員および現職教員等の外部講師による事前指導を行う。 教育実習指導 2：4年次春学期に、教職担当専任教員および現職教員等の外部講師による事前指導を行う。 教育実習終了後、教職担当専任教員が事後指導（実習の総括）を行う 教育実習 1、2：実習校における教育実習 ①観察：実習校担当者の講義、学校参観・授業参観、課題の明確化、授業に向けた教材研究 ②参加：担当教師の指導のもとで、授業や学級経営、生徒指導、部活動、行事、校内業務等への参加 ③実習：学習指導案の作成、教壇実習、授業の振り返り、クラス運営、研究授業、実習の総括
⑤	実習生に対する指導の方法 担当教員は、実習生の実習校事前打ち合わせの結果を基に、大学において直前の実習指導を行う。教育実習期間中は、教育実習校の校長、教頭、担当教員による実践指導のほか、本学では当該学生のゼミナール担当教員もしくは教職課程専任教員、学部選出の教職課程委員会委員が教育実習校を訪問し（神奈川県、東京都等近隣の地域）、指導・助言を行う。また、遠方の学生については、実習生を担当する教職担当専任教員やゼミナール担当教員がメールや電話で、適宜、指導・助言を行っている。
⑥	実習の成績評価（評価の基準及び方法） ※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。 「教育実習成績報告書」（添付）に記載の実習校による評価、教育実習生本人が提出する「教育実習手帳」の内容、事後指導の成果により評価を行う。

2 事前及び事後の指導の内容等
<p>① 時期及び時間数</p> <p>「教育実習指導 1」における事前指導：3 年次 9 月～2 月 「教育実習指導 2」における事前指導：4 年次 4 月～5 月 事後指導：4 年次 6 月～7 月 「教職実践演習」における事後指導：4 年次 9 月～1 月</p>
<p>② 内容（具体的な指導項目）</p> <p>事前指導（実習教科系別クラスを教職担当専任教員が指導）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育実習とは（6 時間） 実習校の教育目標・教科指導・生徒指導方針等の理解、教育実習の目的・意義・責任の確認、自己の実習課題の明確化、「教育実習手帳」の記入方法と生かし方 2. 4 年生の校種別教科別実習体験談に学ぶ（4 時間） 3. 現職教員（外部講師）による教科別学校別実習指導と実習への助言（6 時間） 4. 教育実習協力校での授業参観（2 時間） 5. 教育実習への実践指導（8 時間） 教科指導の指導案作成（パソコンを使用）と模擬授業、道徳・特活・総合的な学習の時間の指導、実習への直前準備と心構え、教員採用試験ガイダンス <p>事後指導（同上のクラス）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育実習の報告（2 時間） 実習の振り返りとグループ討議 2. 教育実習体験の共有と評価（2 時間） 再現授業と相互検討会、相互評価 3. 教員免許状取得に向けた自己課題の明確化（2 時間）
<p>3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）</p> <p>① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会等の名称：教職課程委員会 ・ 委員会等の構成員（役職・人数など） <ol style="list-style-type: none"> (1) 教職課程委員会委員長（教務部長）1 名 (2) 教職課程主任 1 名 (3) 教職課程専任教員（教職課程主任を除く）3 名 (4) 国際文化学部、社会学部、経済学部、法学部、理工学部、建築・環境学部及び栄養学部から選出された専任教員各 1 名 (5) 教務部長が指名する者 若干名 ・ 委員会等の運営方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 委員長により原則毎月召集され、教職課程、栄養教諭課程における教育実習の円滑な運営及びカリキュラムの編成、教員人事にかかわる事項等、教職課程全般にわたる必要事項を審議する。

- (2) 教職課程運営に関わる審議事項は、教職担当専任教員、栄養教諭担当教員で構成される「教職担当専任教員会議」で先議し、その後、教職課程委員会で審議する。
- (3) 教職課程委員会で審議・決定された事項については、必要に応じて学長及び教務主任会議に報告する。
- (4) 教職に携わる本学卒業生との連携(「燦葉会教職員OB会」)により、教育実習の受入れ、学校見学、教育実習事前指導、教員採用に関わるサポート等の報告を受け、調整を図る。

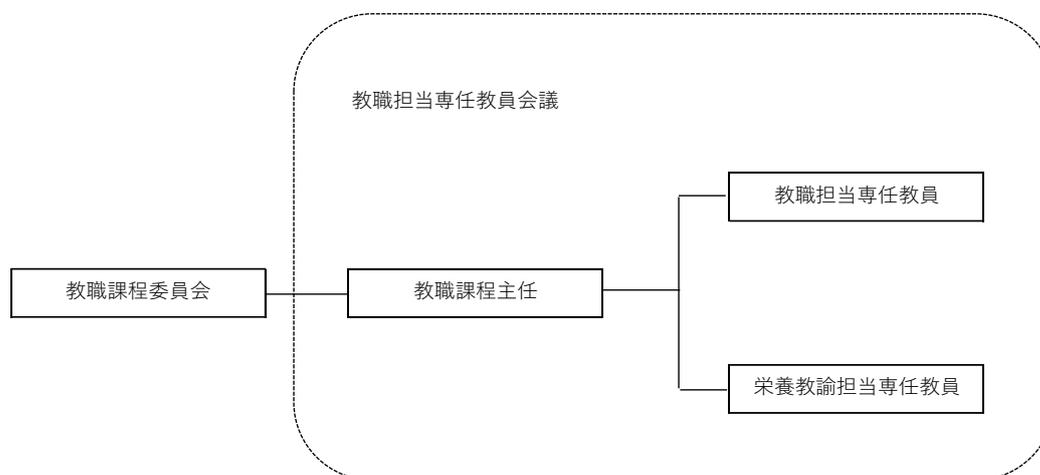
【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称：教職担当専任教員会議
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
 - (1) 教職課程主任 1名
 - (2) 教職担当専任教員(教職課程主任を除く)3名
 - (3) 栄養教諭担当専任教員 1名 合計5名
- ・ 委員会等の運営方法
 - (1) 教職課程主任が会議を招集し議長となる。
 - (2) 教職課程委員会の審議事項を先議する。
 - (3) 教育委員会及び教育実習校との連絡調整等を行う。
 - (4) 教育実習に関わる指導計画及び教育実習の運営に関する事項を立案する。

【委員会の組織図】



4 教育実習の受講資格

- ア 卒業見込み及び教育職員免許状取得見込みであること。
- イ 実習校より教育実習の内諾を受け、教育実習事前指導を全て受講していること。
- ウ 教育実習受講願及び教育実習生受入承諾（内諾）通知を提出済であること。
- エ 教科教育法（教育実習を行う教科）を修得していること。
- オ KGU教職課程履修カルテを継続提出していること。
- カ 所定の試験に合格していること。
- キ 原則として、4年次春学期の教職課程オリエンテーションに出席していること。
- ク 教育実習2においては、教育実習校より教育実習期間を3週間以上とした内諾を受けていること。

5 実習校

教育実習	体験活動	学級数の合計	高等学校 18 学級
○	×	学校名	神奈川県立横須賀工業高等学校（神奈川県横須賀市公郷町 4-10） 学級数：18 生徒数：611 人
		教員数	74 人 （内訳） 総括教諭 8 人、 教諭 45 人、 実習指導員 8 人、 講師 11 人、 養護教諭 2 人